

さぬき市  
マスコットキャラクター「さっきー」  
デザイン使用マニュアル



令和7年5月作成

## ◆ご注意◆

このマニュアルは、さぬき市マスコットキャラクター「さっきー」を使用するにあたり、イメージの統一性を図るため、デザインに関する基本的なルールをまとめたものです。使用上の注意に留意して、正しくご活用ください。

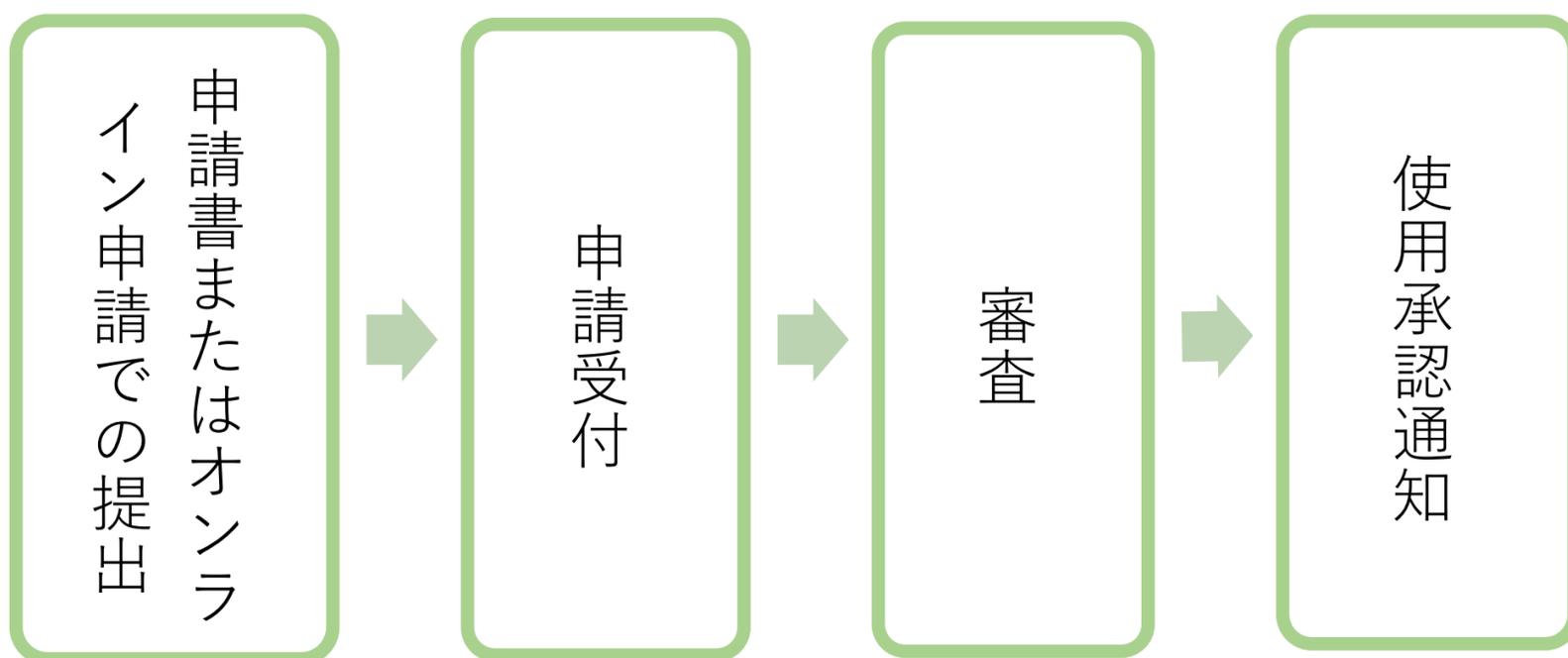


## ◆もくじ◆

1 使用承認申請手続きについて	
(1) 使用承認申請手続きの流れ .....	2
(2) 使用承認できない場合 .....	3
(3) 留意事項 .....	4
2 デザインについて	
(1) 色の指定 .....	5
(2) デザイン利用の禁止事項 .....	7
(3) 公式デザイン .....	9
(4) 公式デザイン以外のデザインの使用について .....	15

# 1 使用承認申請手続きについて

## (1) 使用承認申請手続きの流れ



マスコットキャラクターの使用を希望する場合は、次の①～④の場合を除き、使用承認申請が必要です。

「さぬき市マスコットキャラクター使用要綱」をよくお読みいただき、申請書に必要な事項を記入のうえ、添付書類を添えてさぬき市役所政策課までご提出ください。

申請手続きは、さぬき市ホームページからオンラインで行うこともできます。

### 【承認を受けずに使用することができる場合】

- ①個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するとき。
- ②さぬき市、国または他の地方公共団体が、広報及びそれに準ずる業務の目的でデザインを改変せず使用するとき。
- ③学校等の教育機関が教育等の目的でデザインを改変せず使用するとき。
- ④報道機関が報道及び広報の目的でデザインを改変せず使用するとき。

※ただし、②～④の場合においても、事前の届出が必要です。(様式は任意)

また、公式デザインを改変して使用する場合は、必ず上記使用承認申請が必要です。

申請処理に要する期間は、申請内容により、約1週間～10日程度かかります。  
また、デザインや申請内容に修正が必要な場合は、追加で期間を要する場合がありますので、ご了承ください。

### 【申請に必要な書類】

①キャラクター使用承認申請書

②図案、原稿等デザインの分かるもの

→さっきーのデザインをどのように使用するかが具体的に分かるものをご提出ください。

(例)仕様書、企画書、見本品の写真、デザイン案など

### 【提出先】

〒769-2195

香川県さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所 政策課 マスコットキャラクター係

TEL：087-894-1112 / FAX：087-894-4440

E-mail：[seisaku@city.sanuki.lg.jp](mailto:seisaku@city.sanuki.lg.jp)

## (2) 使用承認できない場合

- ①法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ②特定の政治、思想もしくは宗教の活動に利用、またはそのおそれがあると認められるとき。
- ③不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- ④市のイメージを傷つけ、または正しい理解の妨げになると認められるとき。
- ⑤キャラクターのイメージを損なう、または損なうおそれがあると認められるとき。
- ⑥その他市長が使用について不適當であると認められたとき。



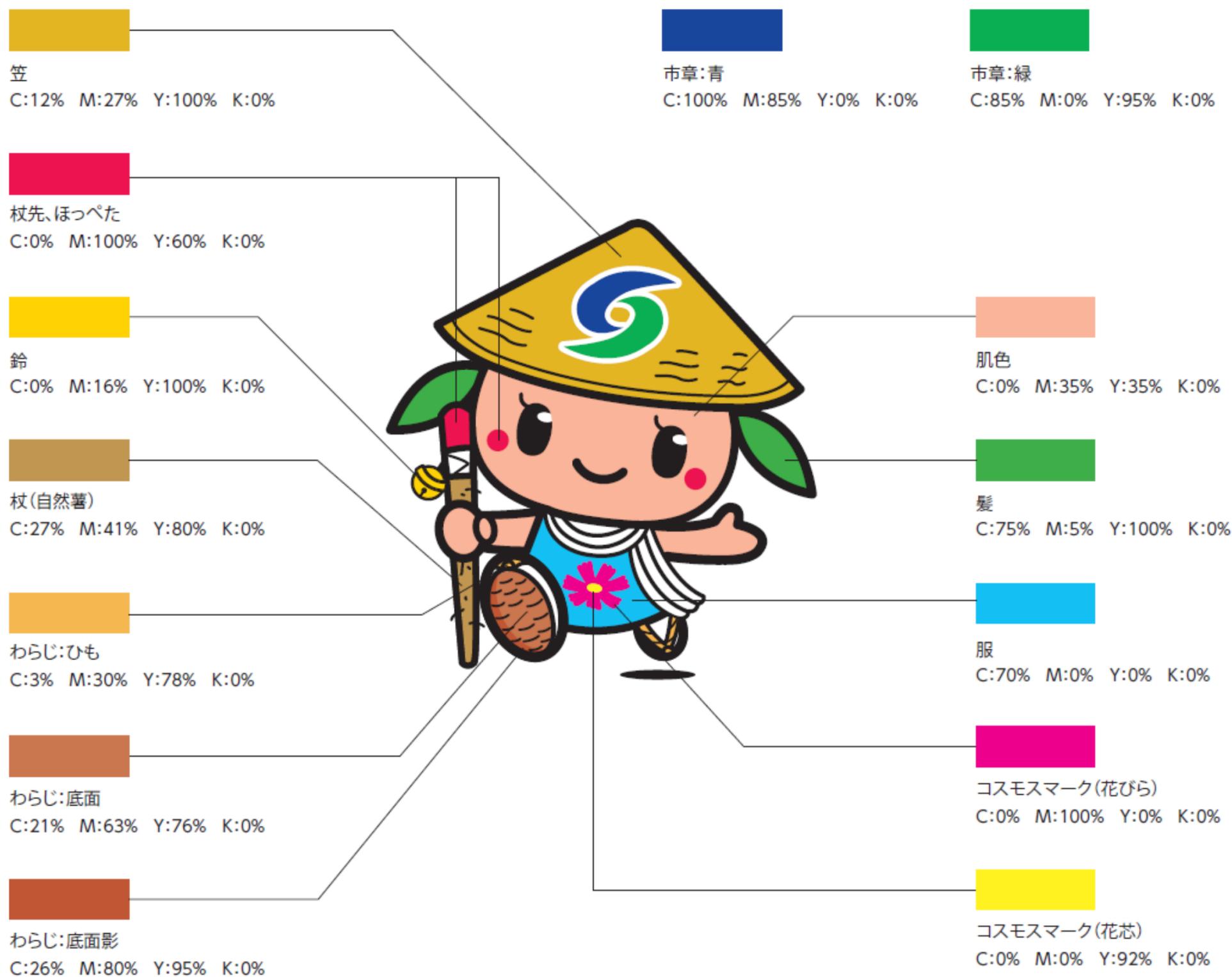
### (3) 留意事項

- ・承認された目的及び用途に限りキャラクターを使用すること。
- ・使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、市は損害賠償その他の法律上の責任を一切負いません。
- ・キャラクター使用の承認によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡又は継承しないこと。
- ・商標登録、意匠登録、その他著作物に関する自己の利益の登録をしないこと。
- ・

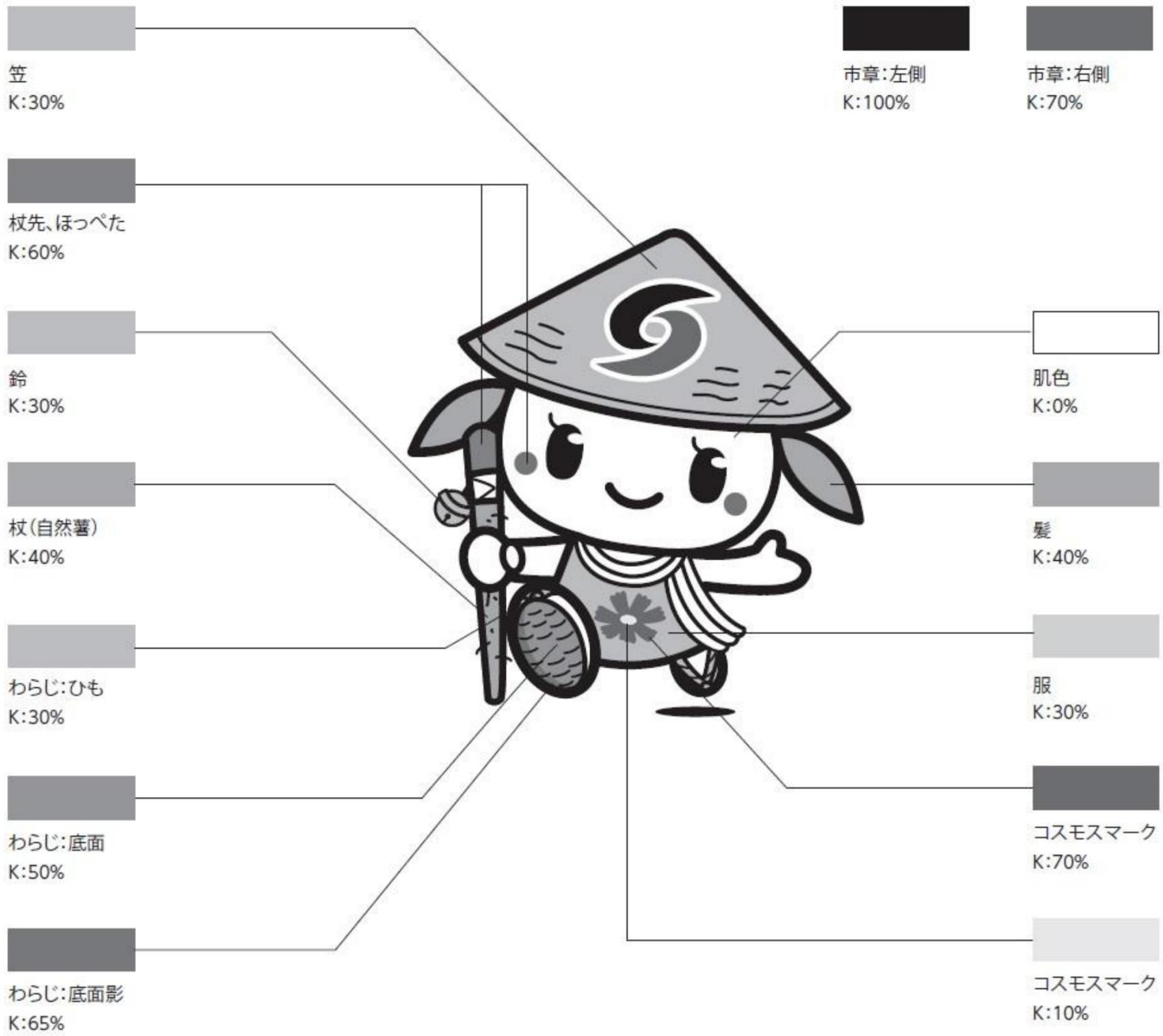
## 2 デザインについて

### (1) 色の指定

#### ◆カラー版



## ◆モノクロ版



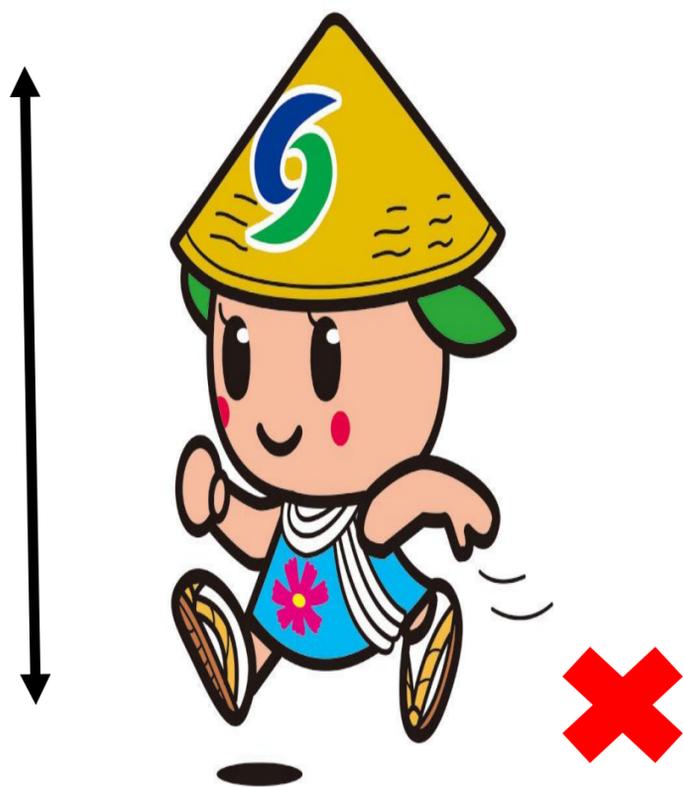
## (2) デザイン利用の禁止事項

### 色を変える✕



※指定色以外の色は使用しないでください。

### 変形・比率を変える✕



※縦横の比率は変更しないでください。

市章が反転したまま使用する✖



※笠についている市章が逆になる使い方はできません。

キャラクターのイメージが変わってしまうおそれがある表示✖



その他、さぬき市が適切と認めないもの✖

- ・特定の企業が連想できる物品とさっきーを合わせたデザイン
- ・違法な物品とさっきーを合わせたデザイン など

### (3) 公式デザイン

#### ① 基本デザイン.....

○カラー



○モノクロ



#### ② おじぎ.....

○カラー



○モノクロ



#### ③ ジャンプ.....

○カラー



○モノクロ



④走る.....

○カラー



○モノクロ



⑤勉強する.....

○カラー



○モノクロ



⑥紹介する.....

○カラー



○モノクロ



⑦ さっきーの顔.....

○カラー

○モノクロ



⑧ 座る.....

○カラー

○モノクロ



⑨ ななめに座る.....

○カラー

○モノクロ



⑩バンザイ.....

○カラー



○モノクロ



⑪収穫したよ.....

○カラー



○モノクロ



⑫コスモスを持つ.....

○カラー



○モノクロ



⑬看板を持つ.....

○カラー



○モノクロ



⑭寝転がる.....

○カラー



○モノクロ



⑮お腹いっぱい.....

○カラー



○モノクロ



①⑥ 横向き.....

○カラー

○モノクロ



①⑦ お遍路さっきー.....

○カラー

○モノクロ



## (4) 公式デザイン以外のデザインの使用について

### ① デザインの使用許可

公式デザイン以外のデザインを「さっきー」として制作及び使用する場合は、使用前に必ずさぬき市の確認を受け、指導に基づき修正等を行い、マスコットキャラクター使用承認を受けること。

### ② 色指定

色指定は公式デザインを参考とすること。

### ③ デザイン

デザインは公式デザインを参考とすること。

### ④ キャラクター性

性別や性格等のプロフィールから想定することができない使用は認めません。  
なお、プロフィールそのものを追加及び改変することはできません。



#### 【プロフィール】

名前：さっきー

襟巻はさぬきうどん、杖は特産品の自然薯、  
菅笠(すげがさ)には市章を記し、胸には市の  
花であるコスモスをデザインしています。  
夢と希望溢れるさぬき市の将来を連想させる  
元気な女の子です。

### ⑤ イメージ

さぬき市マスコットキャラクター「さっきー」としてのイメージを損なう、または「さっきー」と認識できないデザインの使用は認めません。

### ⑥ その他

その他の理由でさぬき市が適切と認めないものについては使用できません。

⑦公式デザイン以外のデザイン例

例①



デザインを反転して使用（ただし、市章は逆になっていない。）

例②



かごの中に収穫した果物を入れている



さぬき市 総務部 政策課

〒769-2195 香川県さぬき市志度5385番地8

TEL : 0 8 7 - 8 9 4 - 1 1 1 2

URL : <http://www.city.sanuki.kagawa.jp/>